

# 確定申告書を作成する際の寄附金控除の入力について

## 国税庁ホームページ

### 確定申告書等作成コーナー

作成開始（新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成）

印刷して提出（作成した申告書を印刷し、郵送等により提出します。）

所得税（所得税の確定申告書を作成します）

給与・年金の方（給与・年金専用） → 「給与のみ」を選択された場合

①給与所得の入力画面で、源泉徴収票に記載されている金額を入力してください。

②「所得控除の入力」画面で、「所得控除の種類：寄附金控除」欄の「入力する」ボタンをクリックしてください。

| 令和元年分  | 所得税の確定申告書作成コーナー | 書面提出     | よくある質問            | よくある質問の検索 |
|--|-----------------|----------|-------------------|-----------|
| 提出方法の選択等 > 収入・所得金額の入力 > <b>所得控除の入力</b> > 税額控除等の入力 > 計算結果の確認 > 住所・氏名等の入力 > 送信・印刷 > 終了   |                 |          |                   |           |
| <b>所得控除の入力</b>   |                 |          |                   |           |
| <ul style="list-style-type: none"><li>ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。</li><li>配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。</li></ul> |                 |          |                   |           |
| 所得控除の種類<br>(各控除の概要はこちら)  | 入力・訂正<br>内容確認   | 入力<br>有無 | 入力内容から計算した控除額 (円) |           |
| 雑損控除   |                 |          |                   |           |
| 医療費控除  |                 |          |                   |           |
| 社会保険料控除  |                 |          |                   |           |
| 小規模企業共済等掛金控除   |                 |          |                   |           |
| 生命保険料控除  |                 |          |                   |           |
| 地震保険料控除  |                 |          |                   |           |
| 寄附金控除  | <b>入力する</b>     |          |                   |           |

| 所得控除の種類<br>(各控除の概要はこちら) | 入力・訂正<br>内容確認 | 入力<br>有無 | 入力内容から計算した控除額 (円) |           |
|-------------------------|---------------|----------|-------------------|-----------|
| 寡婦・寡夫控除                 |               |          |                   |           |
| 勤労学生控除                  |               |          |                   |           |
| 障害者控除                   |               |          |                   |           |
| 配偶者(特別)控除               |               |          |                   |           |
| 扶養控除                    |               |          |                   |           |
| 基礎控除                    |               |          |                   | 380,000   |
| 合計                      |               |          |                   | 1,281,804 |

入力できない控除等がある場合はこちらをクリックしてください。

< 戻る

※国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

- ③「寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力」画面で、「寄附年月日」と「寄附金の種類」を選択してください。

### 寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。

[入力件数が多い場合の入力方法はこちら](#)

寄附年月日  
令和  年  月  日

寄附金の種類  
 [寄附金の種類の選択について](#)

国に対する寄附金  
都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）  
日本赤十字社支部に対する寄附金  
共同募金会に対する寄附金  
政党及び政治資金団体に対する寄附金  
認定NPO法人等に対する寄附金  
公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金  
上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

修学支援金へご寄附くださった方は、「**公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金**」を選択してください。

修学支援金以外（徳島大学創立70周年記念事業基金等）で徳島大学へご寄附くださった方は、「**上記以外の寄附金控除に該当する寄附金**」を選択してください。

- ④お住まいの都道府県および市区町村が「徳島大学への寄附」を条例指定しているか、お住まいの都道府県および市区町村のホームページでご確認ください。

寄附金の種類  
 [寄附金の種類の選択について](#)

該当するものを選択してください。

- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。  
ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

【参考】  
 [ホームページの検索例はこちら](#)

徳島市にお住まいの方は、徳島県・徳島市ともに条例指定があるため、「**住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金**」を選択してください。

⑤「支出した寄附金の金額」「寄附先の所在地」「寄附先の名称」を入力してください。

|   |
|---|
| 支出した寄附金の金額                                    |
| <input type="text"/> 円                        |
| 寄附先の所在地（全角28文字以内）                             |
| <input type="text" value="徳島県徳島市新蔵町2丁目24番地"/> |
| 寄附先の名称（全角28文字以内）                              |
| <input type="text" value="国立大学法人徳島大学"/>       |

キャンセル    別の寄附先を入力する    同じ寄附先をもう1件入力する    入力内容の確認

※国税庁ホームページ確定申告作成コーナーを加工して作成

⑥作成した申告書は、徳島大学からお送りした「寄附金領収書」を添えて、住所地（事業所を納税地として届出している場合は、事業所所在地）の所轄の税務署に提出してください。